

## 長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、地域の防犯環境の構築による犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進を図ることを目的として、車上ねらい及び部品ねらいなどの犯罪を防止するため、防犯カメラを設置する民間の駐車場の経営者及び管理者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内で、その経費の一部について、防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業は、事業者の行う防犯カメラの設置事業で、京都府防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成23年4月1日施行。以下「京都府要綱」という。）に基づき京都府の補助が受けられるものとする。

2 補助の対象となる者は、京都府要綱第2条第1項及び同条第2項に規定する事業者とする。

3 補助金の額は、防犯カメラの設置のために要する経費で、京都府要綱第3条に規定する補助対象経費に4分の1を乗じ得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、防犯カメラ1台につき5万円を限度額とする。

### (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 京都府防犯カメラ設置補助金交付決定書の写し
- (2) 事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 事業に係る収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 補助金の算定資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る補助金交付の適否を審査し、必要と認めたときは、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2) この補助金は、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づく補助事業以外に使用してはならないこと。
- (3) 当該事業を実施するために要した経費の収入、支出を記載した整理簿、資料等を

備えておき、長岡京市長から資料請求があればこれに応じること。

(事業終了報告)

第5条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業の完了後、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金事業終了報告書(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、設置完了後30日以内又は3月31日までのいずれか早い日に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 事業費の領収書等の写し
- (4) 防犯カメラ設置後の現況写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第6条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(別記様式第6号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 前条の規定による確定通知を受けた補助事業者は、長岡京市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(別記様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 京都府要綱に規定する防犯カメラ設置補助金の交付を受けられなかったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第10条 市長は、前条の場合において、補助金の返還が納期限までに納付されなかったときは、当該補助事業者に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した防犯カメラを市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その法定耐用年数を経過した後はその限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。